

長野県自立支援協議会の公募委員を募集します

長野県自立支援協議会は、長野県に居住する障がいのある方への支援体制の整備について協議する場です。 この協議会で、障がいのある方への地域での支援体制づくりに関するご意見を幅広くお聞きし、障がい福 祉行政に反映させるため、委員を募集します。

- 1 応募期限 令和7年4月30日(水)必着(郵送の場合は、当日消印有効)
- **2** 募集人数 2名
- 3 応募資格 次の条件をすべて満たす方とします。
- (1) 長野県内に居住し、令和7年6月1日時点で満18歳以上である方。
- (2) 長野県の障がい福祉について関心を持ち、本県の障がい者施策について意見を述べることができる方。
- (3) 障がい者若しくはその家族又は障がい者の福祉に関する事業(活動)に従事する方。
 - ※ここでの障がい者とは、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他心身の機能の障がいと、社会的障壁によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方をいいます。
- (4) 年3回程度、平日に開催される協議会に参加できる方。
- 4 任期 令和7年6月1日から2年間

5 応募方法

- (1) 申込書に必要事項を記入し、「障がいのある方への支援体制に関する課題と提案」をテーマとする小論文(400~800字程度、様式自由)を添えて下記応募先へ提出してください。
- (2) 提出は、郵送、持参又は電子メールのいずれかとします。提出いただいた書類は返却しません。 ※上記以外の方法による応募を希望される方は、障がい者支援課にご相談ください。

6 申込書の入手方法

申込書は、長野県ホームページからダウンロードしていただくほか、障がい者支援課でも入手できます。 https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kensei/soshiki/shingikai/ichiran/jiritsu-shien.html

7 選考方法

- (1) 書類選考及び面接により委員を決定します。面接は、書類選考で選ばれた方を対象に行います。
- (2) 書類選考の結果は、5月中旬頃(予定)に応募者に通知します。

8 応募先・問い合わせ先

〒380-8570 (住所記載不要) 長野県健康福祉部 障がい者支援課 共生社会推進係 電話 026-235-7105 (直通)、FAX 026-234-2369、電子メール fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp

9 その他

- (1) 協議会は原則として公開で行いますので、委員としての意見は公表されます。
- (2) 委員には、長野県の規定に基づいて報酬及び旅費が支給されます。
- (3) 応募書類等の個人情報は選考の目的のみに使用します。

確かな暮らしを守り、 信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0 ~大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために~

~大変単への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~
[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)長野県自立支援協議会事務局 (長野県健康福祉部障がい者支援課共生社会推進係) 担当 堀内

| TEL | 026-235-7105(直通)

FAX 026-234-2369

E-mail fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp